

平成16年度資金管理業務に関する事業計画書(案)
(平成16年4月1日～平成17年3月31日)

当財団は、平成15年6月24日に「使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「法」という。)」第92条に規定する資金管理法人に指定され、法第93条に規定する資金管理業務を行うこととなった。

平成16年度事業としては、平成17年1月1日の法の本格施行に向けて再資源化預託金等の収受のための基盤整備等について引き続き万全の準備を行い、法の本格施行後は再資源化預託金等(以下「リサイクル料金等」という。)の収受・管理・運用等を法及び各種規程等に基づき安全かつ確実に実施する。

平成16年12月末までは準備期間として、システム構築を含めた資金管理業務の体制整備を行っていくが、そのうち主要なものは以下のとおり。

1. 資金管理料金の決定

資金管理業務の適正かつ効率的な実施に必要な費用の積上げを踏まえ、法第73条第6項の規定に基づいて、資金管理料金を本年7月目途に経済産業・環境大臣に申請し認可を受け、公表する予定。

2. 関係事業者へのリサイクル料金等の収受に係る実務の委託

自動車製造業者等約30事業者、指定整備事業者約16,000事業者、運輸支局等内又は近傍の団体約200団体、引取業者約10万事業者等に対してリサイクル料金等の収受に係わる業務委託を行うべく、委託契約の締結と上記事業者・団体のシステム登録等の諸準備を行う。

なお、運輸支局等内又は近傍の団体においては、認証整備事業者や自動車所有者が預託申請業務を行うための専用端末を設置する。

また、運輸支局等内又は近傍の団体に対しては、リサイクル料金等の預託証明業務についても委託すべく、委託契約等の諸準備を行う。

3. 資金管理システムの立ち上げ

資金管理センターにおいては、自動車所有者による既販車のリサイクル料金等の円滑な預託を確保するため、自動車製造業者等が設定するリサイクル料金情報を個別の登録・車両番号、車台番号と関連付けて管理する。

このため、本年5月より、既販車についての自動車登録情報等を、登録自動車約7,100万台分は(財)自動車検査登録協力会から、軽自動車約2,200万台分は(社)全国軽自動車協会連合会から提供を受け、自動車一台ごとのデータを整備する。

また、預託金の収受、リサイクル料金の払渡し、利息の計算等の資金管理システム全般及び関連する会計システムについての機能・運用のテスト、検証を実施し、平成17年1月1日の本格稼動のための万全な準備を行う。

なお、自動車リサイクルシステムを円滑に機能させるためのシステムオペレーションセンターを(財)自動車リサイクル促進センターの3指定法人機能共通のデータセンターとして構築する。

4. コンタクトセンターの本格稼動

自動車所有者・ユーザーや関係事業者等からの問い合わせ対応、関連する事務処理について、(財)自動車リサイクル促進センターの3指定法人機能共通で外部委託を行ってコンタクトセンターを開設する。

資金管理業務に関しては、リサイクル料金等の預託実務に関する関係事業者向け説明会後の各種問い合わせに対応すべく、既に本年3月15日から3名体制でコールセンターをスタートさせたところであるが、本年4月からは各事業者とのリサイクル料金等の収受に係わる委託契約業務が開始され、問い合わせ件数についても増加していくことが予想されるため、これを5名体制にするとともに、その後も順次体制を整備する。

あわせて、コンタクトセンターにおいて、関連する事務処理(事業者等からの郵送・FAX等による預託申請の受付関連業務、預託証明シールの発行等)を行うためのオペレーションセンター(事務処理センター)もスタートさせ、本格施行以降に万全の体制で臨めるよう要員の教育・研修を行う。

5. 関係事業者向け理解普及活動の実施

平成15年度にリサイクル料金等の預託実務に関する関係事業者向け説明会を実施したが、平成16年度は4月～6月にかけて、情報管理センター(情報管理部)、有限責任中間法人自動車再資源化協力機構及び国等と共催して実施する説明会の中で、引取業者(約10万事業者)や認証整備事業者等を対象としたリサイクル料金等の収受に係る実務に関する説明を行う。説明会は、全国47都道府県において実施するため、合計60回程度を予定。

また、並行輸入事業者(新車登録・検査時の実務について)、中古車輸出事業者(リサイクル料金等の返還実務について)等への説明会も予定。

6. 自動車所有者・ユーザー向け理解普及活動の実施

自動車所有者・ユーザーに対して新たな自動車リサイクルシステムの仕組みを十分に理解していただき、リサイクル料金等の収受を円滑に行うことが、法の円滑な施行のために必須であるところ、(財)自動車リサイクル促進センターのホームページはもとより、マスメディア等も活用して積極的な理解普及活動を行う。行政機関や(社)日本自動車工業会等をはじめとする各種団体と十分に連携をとりつつ、特に法の本格施行数ヶ月前にあたる秋頃からの数ヶ月間を中心に、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等も十分に利用して総合的な広報活動を実施する。

平成17年1月1日の法の本格施行後に行う事業は以下のとおり。

1. リサイクル料金等の収受

法の本格施行後販売される自動車については新車登録・検査時までに、制度施行時の既販車のうち、継続検査、中古新規登録・検査又は構造等変更検査を受けるものについては最初の継続検査、中古新規登録・検査又は構造等変更検査時までに、継続検査等を受けずに使用済自動車となるものについては引取時に、関係事業者を通じるなどして自動車所有者からリサイクル料金等の収受を行う。

なお、本年度は法施行期間が3ヶ月間となるため、新車登録・検査時預託約150万台分、継続検査時等預託約520万台分、引取時預託約100万台分が見込まれる。

2. リサイクル料金等の管理・運用

自動車所有者から収受したリサイクル料金等を運用の基本方針、運用計画等に基づいて、安全かつ確実な方法により管理・運用する。

3. リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡し

自動車が使用済みになった場合のリサイクル等に要する費用として、リサイクル義務を負う自動車製造業者等又は指定再資源化機関((財)自動車リサイクル促進センター再資源化支援部)に、該当の自動車に係わるリサイクル料金の払渡しを行う。本年度は法施行期間が3ヶ月間となるため、約15万台分が見込まれる。

4. 中古車輸出時のリサイクル料金等の返還

自動車の所有者がリサイクル料金等が預託済みの自動車を輸出した場合、当該所有者の申請に基づき、確実に輸出がなされたことを証する書類などの提出を前提にリサイクル料金等を返還する。なお、本年度は制度の立ち上げ当初であり、かつ法施行期間が3ヶ月間のみであるため、リサイクル料金預託済みの車が輸出されることは稀と考えられるため、返還はほぼ発生しないものと見込まれる。

5. 剰余金(特定再資源化預託金等)の確定と出えん

剰余金が発生した場合には、経済産業・環境大臣の承認・認可を受けて、指定再資源化機関((財)自動車リサイクル促進センター再資源化支援部)による離島対策・不法投棄対策等や、自動車所有者におけるリサイクル料金の負担軽減など特定の目的のために活用することが可能な制度となっているが、法の本格施行後間もない本年度については剰余金が確定しないと見込まれることから、これを予定しない。

6. 自動車所有者・ユーザー向け理解普及活動の実施

自動車所有者・ユーザーに対して、自動車リサイクルシステムの仕組みを十分に理解していただくため、行政機関や(社)日本自動車工業会等をはじめとする各種団体と連携をとり、法の本格施行後についても、引き続き広報活動等を実施する。

以上